

議案第74号

新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月6日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市職員の退職手当に関する条例（昭和35年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、教育長及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者」を「及び教育長」に改め、同条第2項中「）が18日」を「第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（新居浜市の休日を定める条例（平成3年条例第32号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」に改め、同項ただし書中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改める。

第4条第1項第1号及び第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に、「（以下）」を「（以下この項及び第5項において）」に改める。

第8条第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第16条第1項中「にあつては」を「には」に改める。

第17条第1項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第3項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（次項において「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（次項において「旧電信電話公社」という。））」に改める。

附則第5項中「職員で旧日本国有鉄道」を「職員で日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下この項及び次項において「旧日本国有鉄道」という。））」に改める。

附則第7項中「から第5条の3まで」を「から第5条の3まで及び附則第14項から第20項まで」に改める。

附則第8項中「第5条の2」を「第5条の2及び附則第16項」に改める。

附則第9項中「第5条」を「第5条又は附則第15項」に改める。

附則に次の7項を加える。

- 1 4 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第14項」とする。
- 1 5 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第15項」とする。
- 1 6 新居浜市職員の給与に関する条例附則第18項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 1 7 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3」とする。
- 1 8 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第8条の規定の適用については、第5条の3本文及び第8条第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とし、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条第1項第1号中「定年」とあるのは「60歳」とする。
- 1 9 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達する日前に退

職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

20 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第10条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の新居浜市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「及び教育長」とあるのは、「、教育長及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律

第63号) 附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

- 3 新条例第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

(新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和58年条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「から第5条まで」を「から第5条まで又は附則第14項若しくは第15項」に、「から第5条の3まで」を「から第5条の3まで及び附則第16項」に改める。

附則第4項中「第5条の2」を「第5条の2及び附則第16項」に改める。

附則第5項中「第5条」を「第5条又は附則第14項」に改める。

提案理由

国家公務員に準じて、非常勤職員に係る退職手当の支給要件を緩和するため、及び地方公務員法の一部改正に伴い、60歳以上で退職した者及び定年前早期退職者に係る退職手当に関する特例を定める等のため、本案を提出する。